

2022年（令和4年）7月25日

居宅介護支援事業所 各位

藤沢市長 鈴木 恒夫  
(公印省略)

「災害時における介護保険サービス利用者に対する安否確認に関する協定書」  
締結についてのお知らせ

日頃から、本市の介護保険事業にご理解、ご協力いただきありがとうございます。  
さて、この度本市と藤沢市居宅介護支援事業所連絡協議会（以下「協議会」という。）  
において、「災害時における介護保険サービス利用者に対する安否確認に関する協定  
書」を締結したことをお知らせします。

災害時など有事の際には、居宅介護支援事業所の協力が必要不可欠となります。本  
市としても、災害時には介護保険サービス利用者の安否確認等を行ってまいります  
が、より確実な災害対応につなげるため、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

#### 【協定概要】

次の災害が市内で発生し、市が各居宅介護支援事業所に介護保険サービス利用者の  
安否確認連絡を行った場合は、ケアマネジャーの安全が確保されていることを前提に、  
業務に支障のない範囲で介護保険サービス利用者に対して安否確認を行い、「安否確  
認結果報告書」を使用して本市に報告を行うものです。（提出方法は、メール、FAX  
又は介護保険課窓口へ持参）

- ・震度5弱以上の地震
- ・水害特別警報等の発令等
- ・その他市が安否確認が必要と判断した場合

※「安否確認結果報告書」をホームページに掲載いたしますので、ご利用ください。

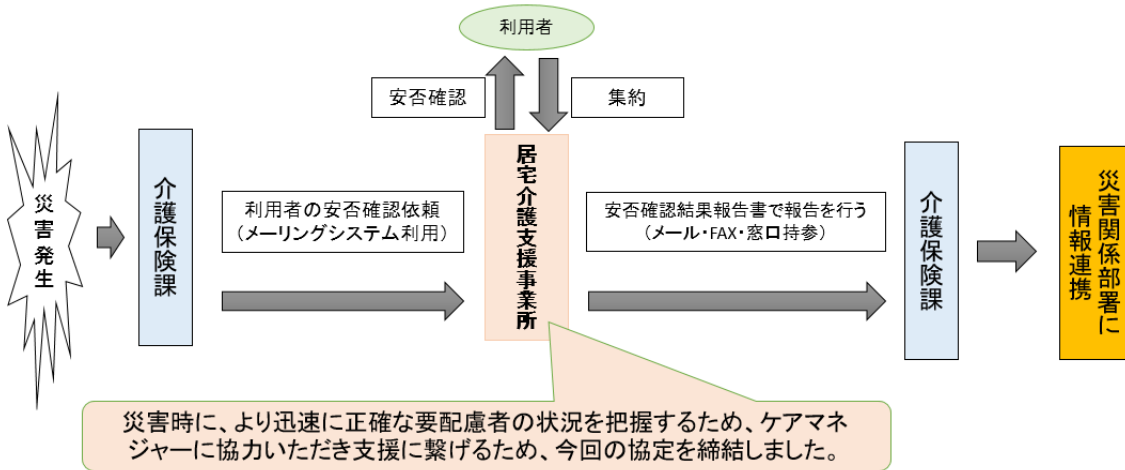
#### 【報告書掲載場所】

ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉 > 介護保険 > 事業者向け > 居宅介護支援 >  
災害時における居宅サービス利用者の安否確認

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kaigo-j/anpikakunin.html>

-----裏面あり-----

【イメージ図】



以上

【事務担当】

藤沢市 介護保険課

総務・給付担当

TEL:0466-50-8270

FAX:0466-50-8443